

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：長門市

令和8年7月24日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.9%
全職員	54.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	0.0%
課長相当職	98.8%
課長補佐相当職	98.6%
係長相当職	93.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.9%
31～35年	92.2%
26～30年	96.3%
21～25年	93.8%
16～20年	84.9%
11～15年	87.4%
6～10年	80.9%
1～5年	91.0%

【説明欄】

・ 扶養手当や住居手当は、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多い。扶養手当の受給者に占める男性の割合は87.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は75.7%である。

・ 本市の会計年度任用職員は、パートタイムのみであり、週当たりの勤務時間が20時間未満の職員もいることから、相対的に給与水準が低い状況となっている。その会計年度任用職員のうち、81.2%が女性職員であることから、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	10.9%

【説明欄】

・ 令和7年4月1日時点

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
部局長・次長相当職	0.0%
課長相当職	17.1%
課長補佐相当職	29.0%
係長相当職	42.9%

【説明欄】

・ 令和7年4月1日時点

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	66.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	-
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	-	-	-	-
1週間以上2週間未満	-	-	-	-
2週間以上1月以下	84.6%	-	-	-
1月超3月以下	15.4%	-	-	-
3月超6月以下	-	-	-	-
6月超9月以下	-	-	-	-
9月超12月以下	-	33.3%	-	100.0%
12月超24月以下	-	66.7%	-	-
24月超	-	-	-	-

【説明欄】

・男女別の育児休業取得期間の分布状況については、令和7年度に新たに育児休業を取得した職員の育児休業承認期間を集計したものである。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
一般行政職	11.7時間／月
上記以外の職員	7.0時間／月

【説明欄】

--